

平成27年第3回臨時会

階上町議会会議録

平成27年 5月11日 開会
平成27年 5月11日 閉会

階上町議会

平成27年第3回階上町議会臨時会

議事日程第1号

平成27年5月11日 午前10時02分開議

- 日程第 1 議長の選挙について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙について
- 日程第 6 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 常任委員の選任について
- 日程第 8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 提案理由説明
- 日程第 11 議案第 1 号 専決処分した事項の報告および承認を求めることについて
(階上町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 12 議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 13 議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町一般会計補正予算)
- 日程第 14 議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第 15 議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 16 議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 日程第 17 議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算)
- 日程第 18 議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算)

日程第 19 議案第 9 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	荒谷憲輝君	2 番	大下修君
3 番	小松雅彦君	4 番	上道二三男君
5 番	長根岩夫君	6 番	森榮吉君
7 番	濱谷貴樹君	8 番	松尾國治君
9 番	林貢君	10 番	百目木和俊君
11 番	大江和夫君	12 番	郷州公典君
13 番	畑中弘實君	14 番	山田恵治君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	川浪孝雄君	総務課長	佐京孝信君
総合政策課長	木村良三君	税務課長	地代所康二君
町民生活課長	鳶守利明君	保健福祉課長	引敷林広貴君
産業振興課長	南正人君	建設課長	野沢雅浩君
教育課長	地代所誠君	会計管理者	長根工君
農業委員会事務局長	濱浦幸夫君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長 澤田 充 君 行政防災 佐京 実 君
総務課主幹 村元大介 君

開会の宣告

午前10時02分

開議の宣告

午前10時02分

事務局長（澤田 充君） 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、
年長の議員が臨時に議長の職務を行う事になっております。

年長の畑中弘實議員を、ご紹介いたします。

（畑中弘實議員、議長席に着席）

臨時議長（畑中弘實君） ただいまご紹介をされました畑中弘實でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席と指定いたします。

日程第1、 議長の選挙をおこないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名選挙によりたいと思います。これにご異議ございませんか。（異議ありの声あり）

ご異議ありますので、選挙の方法は投票で行うことといたします。

議場の閉鎖を命じます。（議場を閉める）

ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配布いたします。(投票用紙配布)

それでは、投票用紙の配布漏れはありませんか。(なしという声あり)

配布もれのなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は短記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載のうえ点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。(事務局長が氏名を点呼して、投票させる。)

投票漏れはありませんか。(なしという声あり。)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。(議場を開く。)

それでは、開票を行います。

会議規則第32条の規定により、立会人に松尾國治 君 と長根岩夫 君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立会いをお願いします。(開票)

それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票13票。

無効投票 0票。

白票 1票。

有効投票中、

山田恵治 君 8票。

畑中弘實 君 5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定投票は4票であります。

よって、山田恵治 君が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山田恵治 君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項による告知をいたします。

山田恵治 議長からご挨拶をお願いいたします。(議長 山田恵治君登壇)

議長(山田恵治君 承諾の挨拶) 只今、議員各位のご高配により、階上町町議会議長にご推挙承りました、山田恵治でございます。もとより浅学菲才の身である私ではございま

すが、階上町民に、住んで良かったと、言われる町づくりを目指して参りたいと思います。

また、階上町のさらなる発展のために、皆様方と共に一枚岩となって町民の立場で、議会運営にあたり、この要職を務めて参る所存であります。

今、国は地方創生を掲げ、市町村の活性化に取り組んでおります。少子高齢化が進むなかで、地方の市町村はそれぞれが、ライバル同士であります。階上町内で、与党だとか野党だとか、海だとか山だとか、主張している時代ではありません。階上町はどのような町づくりをしたら生き残っていけるのか、議員自ら研鑽を積み、多くの情報に学び、他の市町村にない、階上町の特徴を生かした、ユニークな町づくりに取り組んで参りたいと思います。

皆様方のご指導、そして、よりいっそうのお力添えを承りたく、お願いを申し上げまして、就任にあたってのあいさつに代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

臨時議長（畑中弘實君）以上をもって私の職務は終わりましたので、議長と交代をいたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（臨時議長退席、議長、議長席に着席）

議長（山田恵治君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名と、その議席番号を職員に朗読いたさせます。

事務局長（澤田 充君） 議席番号と氏名を朗読いたします。

1番 荒谷憲輝君、2番 大下 修君、3番 小松雅彦君、4番 上道二三男君、5番 長根岩夫君、6番 森 榮吉君、7番 濱谷貴樹君、8番 松尾國治君、9番 林 貢君、10番 百目木和俊君、11番 大江和夫君、12番 郷州公典君、13番 畑中弘實君、14番 山田恵治君、以上でございます。

議長（山田恵治君） 只今朗読したとおり、議席を指定いたします。議席の移動をお願いいたします。

日程第3、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 荒谷憲輝君、2番 大下 修君、を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間と決しました。

日程第 5、 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議ありの声あり)

ご異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことといたします。

議場の閉鎖を命じます。(議場を閉める。)

ただいまの出席議員は、14 人であります。

投票用紙を配布いたします。(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。(なしという声あり)

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。(事務局長が氏名を点呼して、投票させる。)

投票漏れはありませんか。(なしという声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場を開く。)

開票を行います。

会議規則第 32 条の規定により、立会人に松尾國治君 と 長根岩夫 君の 2 名を指名いたします。

よって、以上の諸君の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。

これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 13 票。

無効投票 0票。

白票 1票。

有効投票中、

畑中弘實 君 8票。

大江和夫 君 5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定投票数は4票であります。

よって、畑中弘實君が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました畑中弘實 君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項による告知をいたします。

畑中弘實 副議長からご挨拶をお願いいたします。(副議長 畑中弘實君登壇)

副議長(畑中弘實君 承諾の挨拶) 一言ご挨拶を申し上げます。

突然のご推挙いただきまして、いま、言葉は思いつきませんが、副議長という要職に就任させていただきまして、まずもって御礼申し上げます。

と、同時にこの職責の重さを痛感しているところでもあります。

また、山田議長さんを補佐しながら、この職責を努めるように、努力して参りたいとこのように思います。

皆様方の、ご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議長(山田恵治君) 日程第6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、12番 郷州公典君、8番 松尾國治君、5番 長根岩夫君、1番 荒谷憲輝君、以上4人を議会運営委員に指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。(休憩 午前10時44分)

議長（山田恵治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前 11 時 01 分）

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に郷州公典君、副委員長に松尾國治君、以上のとおり決定いたしました。

日程第 7 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により総務財政常任委員に 7 番 濱谷貴樹君、4 番 上道二三男君、14 番 山田恵治君、9 番 林 貢君、5 番 長根岩夫君。

教育民生常任委員に 8 番 松尾國治君、6 番 森 榮吉君、12 番 郷州公典君、13 番 畑中弘實君、2 番 大下 修君。

産業建設常任委員に 10 番 百目木和俊君、3 番 小松雅彦君、11 番 大江和夫君、1 番 荒谷憲輝君。

それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 04 分）

議長（山田恵治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前 11 時 19 分）

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

総務財政常任委員長に林 貢君、同副委員長に濱谷貴樹君。

教育民生常任委員長に松尾國治君、同副委員長に畑中弘實君。

産業建設常任委員長に百目木和俊君、同副委員長に大江和夫君。

以上のとおり決定いたしました。

日程第 8、 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に、郷州公典君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました郷州公典君を当選人と定めることにご異議ありませんか

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、郷州公典君が八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました郷州公典君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項による告知をいたします。

ただいま当選されました郷州公典君からご挨拶をお願いいたします。

（八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員 郷州公典君 登壇）

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員（郷州公典君 当選の挨拶） 只今、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員にご指名いただきました。大変光栄であると思いますが、その責任の重さを痛感しております。これからは、階上町の発展はもちろんのこと、近隣市町村との連携を保ちながら、圏域の発展を図っていきたいと思います。

なにぶんにも浅学菲才であります。先輩諸兄のご指導はもちろんのこと、皆様方からご指導ご鞭撻をいただいて、努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

議長（山田恵治君） 日程第 9、 八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の選挙をおこないます。

念のため申し上げます。

この組合議会議員は、八戸市階上町田代小学校中学校組合規約第 5 条の規定により、当町議会議員のうちから 4 人を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によ

りたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に、百目木和俊君、松尾國治君、畑中弘實君、大下 修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました百目木和俊君、松尾國治君、畑中弘實君、大下 修君、を八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました百目木和俊君、松尾國治君、畑中弘實君、大下 修君が八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に当選されました百目木和俊君、松尾國治君、畑中弘實君、大下 修君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。

日程第 10、この際、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第 9 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件までの 9 件を一括上程いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 町長 浜谷 豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成 27 年第 3 回階上町議会臨時会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、去る 4 月 26 日に執行されました町議会議員選挙におきまして、めでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠に同慶にたえない次第であります。

これまでわが町は、議会・行政・町民、さらには関係機関等が相協力して発展を遂げてきているところであり、こうして情熱あふれる新議員や知識経験豊かなベテラン議員をお迎えできましたことは、さらなる町発展が築けるものと確信しております。

議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう祈念し、ご期待申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法並びに同法施行令及び施行規則の一部改正に伴い、階上町税条例等の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、課税限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準を見直すため階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 26 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の額に 3,713 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 6,337 万 6 千円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 2,179 万 5 千円、県支出金 1,521 万 5 千円、町債 730 万円等を減額し、地方消費税交付金 1,220 万円、地方交付税 6,356 万 1 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、民生費 5,736 万 1 千円、衛生費 2,525 万 9 千円、土木費 1,598 万 5 千円等を減額し、諸支出金 1 億 7,997 万円を追加したものであります。

次に第 2 表繰越明許費補正であります。平成 26 年度に完了困難な青森県議会議員一般選挙費の一部について、平成 27 年度に繰越したものの追加分と、既定の事業費等の変更に伴い繰越明許費に係る変更分を補正したものであります。

次に第3表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ683万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億4,624万4千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金2,254万7千円等を追加し、療養給付費等交付金1,712万5千円、県支出金766万4千円、共同事業交付金211万1千円、繰入金308万円を減額したものであります。

歳出につきましては、保険給付費6,537万7千円を追加し、共同事業拠出金2,387万1千円、予備費4,773万1千円等を減額したものであります。

議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ70万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,087万1千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、一般会計繰入金71万2千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、施設管理費44万3千円等を減額したものであります。

議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ948万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億6,842万2千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、保険料285万1千円、国庫支出金341万7千円、県支出金175万9千円等を追加し、支払基金交付金576

万 1 千円、繰入金 1,226 万 7 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、基金積立金 1,271 万 1 千円を追加し、総務費 202 万 1 千円、保険給付費 1,980 万円、地域支援事業費 37 万 8 千円を減額したものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 26 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 297 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,324 万 2 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、使用料及び手数料 107 万 1 千円を追加し、一般会計繰入金 404 万 4 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、施設管理費 107 万 6 千円、公債費 142 万 9 千円等を減額したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 291 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9,655 万 6 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、使用料及び手数料 2 万 2 千円を追加し、保険料 227 万 4 千円、繰入金 59 万 6 千円、諸収入 6 万 3 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、総務費 21 万 8 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 259 万 8 千円、諸支出金 6 万 2 千円等を減額したものであります。

議案第 9 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、監査委員に議員のうちから森 榮吉氏を選任するため、提案するものであります。

以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（山田恵治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時間はおって連絡いたします。（休憩 午前 11 時 39 分）

議長（山田恵治君） 休憩前に引続き会議を開きます。（再開 午後 13 時 30 分）

日程第 11、 報告第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 12 議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 13 議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

この際、日程第14 議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第16 議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14 議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第16 議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件は、これを承認することに決定いたしました。

この際、日程第17 議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、及び日程第18 議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、及び議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第19 議案第9号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。この件に関しては、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められます。

森 榮吉 君の退席を求めます。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第9号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第9号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

森 榮吉 君の除斥を解除いたします。

日程第20 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成27年第3回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 13時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

